

# 商工会かわら版

NO 12号 令和2年 7月

●飯南町商工会 TEL:76-2118・FAX:76-2955

支援センター TEL:72-0907・FAX:72-1239

HP <http://iinan.shoko-shimane.or.jp/>

Facebook [ja-jp.facebook.com/iinanshoko/](https://www.facebook.com/iinanshoko/)

## 家賃支援給付金



家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

◆支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

①中小企業、フリーランスを含む個人事業者

②5月～12月の売上高について、

・1か月で前年同月比50%以上の減少

または、

・連続する3カ月の合計で

前年同期比30%以上の減少

③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている。

◆給付額

申請時の直近1か月における支払賃料（月額）

に基づき算定した給付額（月額）の6倍

◆給付額算定方法

支払賃料×2/3×6か月

例）家賃9万円/月の場合

9万円×2/3×6か月＝36万円

◆申請方法

家賃支援給付金ホームページから申請

詳しくは商工会へご相談ください。

## 事業承継をサポートします！！

飯南町では、商工会内に飯南町事業承継相談員を設置します。

相談員：景山泰治さん（元商工会事務局長）

相談日：毎週水曜日

事業承継についてお考えの方、後継者についてお困りの方はぜひご相談ください。

巡回訪問を行い、お困りごとをお聞きすることもあります。ぜひご利用ください。

## 給付金・応援金のご案内

①飯南町新型コロナウイルス対策応援金

◆第2弾

対象要件

・R2年3月～12月間の売上が前年同月とくらべて、20%以上50%未満減少している月がひと月あること。

・今後も事業を継続していく意思がある。

・町税等の滞納がないこと。

交付額

企業区分	交付額
中小企業	40万円
個人事業	10万円

◆第3弾

対象要件

・R2年3月～8月間の内、連続した3カ月の合計売上が150万円以上減少。

・今後も事業を継続していく意思がある。

・町税等の滞納がないこと。

交付額

補助金交付額	
減少金額	交付額
150万円～250万円	30万円
250万円～500万円	50万円
500万円～1,000万円	100万円
1,000万円～3,000万円	200万円
3,000万円以上	300万円

②持続化給付金

◆対象要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

◆給付額（上限額）

法人は200万円、個人事業者は100万円

◆対象となる月

R2年1月～R2年12月までの間

◆申請方法

持続化給付金のホームページから申請

各応援金、給付金について飯南町商工会では積極的にサポートをいたします。

お問い合わせください。